

議案第三十二号

中部広域行政管理組合規約を変更する協議について

次のとおり中部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成四年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

平成四年参月貳拾参日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

中部広域行政管理組合規約の一部を改正する規約

中部広域行政管理組合規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。